

宝塚市営住宅 入居者の皆様へ

宝塚市役所 住まい政策課

宝塚市営住宅管理センター

市営住宅管理センター窓口業務の再開等について

平素は、市営住宅の適切な運営にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

兵庫県に対する緊急事態宣言対象区域（特定警戒都道府県）の指定が解除されたことを受け、管理センターの窓口業務を再開致しました。今後は管理センター業務を下記の取り扱いとさせていただきます。

入居者の皆様には長らくご不便をお掛けしてきましたが、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

(1) 管理センター窓口業務の再開について

- ・閉鎖していた管理センター（窓口）を再開しました。
- ・但し、窓口での3密環境を避けるため、各種お手続きやご相談につきましては、引き続き、可能な限りお電話にてお願い致します。

※月曜日～土曜日の9：00～18：00（祝日を除く）

(2) 高齢者世帯・住宅管理人等の巡回訪問について

- ・職員による巡回・各戸訪問については引き続き休止し、電話による健康状態の確認等で代替えさせていただきます。

(3) 集会所の利用制限について

- ・次の利用方法については、引き続き、利用を自粛してください。
 - 歌唱（カラオケ、合唱、コーラスなど）
 - 運動（体操、ダンス、踊りなど）
 - 物を共有するゲーム（マーじゃん、トランプ、囲碁、将棋など）
 - 食事（調理、提供とも）
- ・それ以外の利用方法については、6月1日から利用自粛要請を解除します。
但し、別添のガイドラインに基づく感染対策が確実に実施されることを条件とします。

(4) 令和2年度収入申告について

- ・例年より約1ヵ月遅れの7月末頃～8月上旬頃に、収入申告の案内を全戸発送します。
- ・案内が郵着後、8月上旬頃より収入申告書をご提出頂きますようお願い致します。

(5) 休日・夜間における設備緊急センターの対応について

- ・分散勤務により、通常より大幅にお電話が繋がりにくい状況になる場合があります。